

小学校新教育課程説明会（中央説明会）での質問事項について

本年6月末から7月にかけて開催した小学校新教育課程説明会（中央説明会）の各教科等部会において、新学習指導要領及び解説について参加者の関心の高かった事項を一問一答形式で紹介します。

1. 総則

問1-1 総則第3の1「(略)ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。(略)」について、学校の判断で長期休業期間を変更してもよいと理解して良いですか。

答1-1 長期休業期間については、学校教育法施行令において、学校の設置者が定めることになっています。

本規定は長期休業期間の変更について、学校にその権限を一律に付与する趣旨ではなく、長期休業期間中に各教科等の時間をまとめて確保することができることを確認的に規定したものであり、各学校においてどのような手続きを経て長期休業期間中に授業日を設定できるようにするかは、各設置者の定めるところによることとなります。

(参考:学校教育法施行令

第二十九条 公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。)

問1-2 総則第3の1について、道徳もこの規定に基づき、夏休み等にまとめ取りはできるのでしょうか。

答1-2 一般的に、道徳教育の要としての道徳は、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本に基づき、～(略)～国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、未来を拓く主体性のある日本人を育成する」という道徳教育の趣旨、「各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する」という道徳の目標に照らした場合、35週に渡って行うことが原則と考えてお

り、夏休み等に道徳をまとめ取りすることは、通常、考えられません。

なお、総則第3の1の「ただし、各教科等や・・・特定の期間に行うことができる。」規定は、夏休み等の長期休業時の授業時数のまとめ取りのみを目的として定めた規定ではなく、たとえば、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、この規定を適用して、4週間のうち、2週は週1コマずつ、1週は2コマ続けて時間を確保し、1週は時間をとらないなどの工夫も可能にしているものです。

問1-3 総則第3の3「各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。」について、毎朝15分の学習時間を設定し、週3回計算ドリルや新出漢字の学習を行って、授業時数を1時間とカウントすることや、毎朝15分の授業を1時間目に組み込み60分授業とすることは可能でしょうか。

答1-3 学習指導要領の第一章 総則に規定されているとおり、「児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮し、」教育的な配慮に基づいた判断を行った上で、そのような授業を行うことは可能です。

この規定は、たとえば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行ったり、計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行ったりするなど、児童の発達の段階や、各教科等や学習活動によっては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮して設けたものです。

ただし、総則でいう「年間授業時数を確保しつつ」の意味は、あくまでも授業時数の1単位時間を45分として計算した学校教育法施行規則第51条別表第1に定める授業時数を確保するという意味であることに留意し、授業時数を確保する必要があります。また、1単位時間を弾力的に編成する際には、教科や学習活動の特質に照らして妥当かどうかの教育的配慮に基づいた判断が必要であることはいうまでもありません。

問1-4 総則第3の5「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」について、学校行事の中には、総合的な学習の時間とも目標を同じくする活動がありますが、この場合、一部を総合的な学習の時間、一部を特別活動として授業時数にカウントすることは可能でしょうか。（例：体験活動の事前事後の準備活動(班決めなど)も総合的な学習の時間と考えて良いか。）

答1-4 本規定は、特別活動で体験活動を行ったことをもって総合的な学習の時間の代替を認めるものではありません。

総合的な学習の時間と、特別活動はその目的を異にしています。総合的な学習の時間は、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、解決する力等を身に付けさせること、一方、特別活動は集団活動やその一環としての体験的な活動を通じて社会性や人間関係をはぐくむことを目的としています。

このような前提のもと、総合的な学習の時間における体験活動の事前準備の例としては、職場体験活動などを行う際に、例えばその職業がどのようなものか、他業種とどのような関係があるかということ調べるなどが考えられます。学校の実態やその内容にもよるので一律には言えませんが、例に出された単に班決めや、バスの座席決めなどをすることは、ねらいに照らして考えると総合的な学習の時間にはなじまないと考えます。

一方、研修旅行で訪問した先で、訪問調査などを行う場合、そのねらいが「総合的な学習の時間」に合致する場合には、当該旅行全体を特別活動としての修学旅行とするのではなく、総合的な学習の時間としての訪問調査と特別活動としての修学旅行の2つから構成することは可能です。

問1-5 中央教育審議会答申(平成20年1月)において、「習得・活用・探究」という考え方が示されましたが、「活用」とはどのようなものですか。「基礎的・基本的な知識・技能」や「思考力・判断力・表現力等」との関係はどのように考えればよいですか。

答1-5 「習得・活用・探究」の学習の流れの考え方について、ポイントは以下の4点になります。

- ① 教科では、基礎的・基本的な知識・技能を「習得」し、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を「活用」する学習活動を行い、それを総合的な学習の時間等における教科等を横断した問題解決的な学習や「探究」活動へと発展させる。
- ② これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類されるものではない。
- ③ 各教科での「習得」や「活用」、総合的な学習の時間を中心とした「探究」は決して一つの方向で進むだけではない(「習得→活用→探究」の一方通行ではない)。
- ④ これらの学習の基盤となるのは言語に関する能力であり、そのために各教科等で言語活動を充実

なお、学習指導要領上は、「習得・活用・探究」という学習の流れは、知識・技能の習得を図る学習活動、知識・技能の活用を図る学習活動、探究活動と、あくまでも学習活動としてとらえています。

2. 国語に関すること

問2-1 国語科において、言語活動例を充実している趣旨とその指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答2-1 中央教育審議会答申(平成20年1月)においても、教育内容に関する主な改善事項に挙げられているように、各教科等における言語活動の充実は、今回の学習指導要領の改訂において各教科等を貫く重要な視点であり、国語科においては言語活動例の充実等を行っています。

「話すこと・聞くこと」、「書くこと」及び「読むこと」の各領域においては、基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることができるよう、これまでは内容の取扱いに示していた言語活動例を、新学習指導要領においては内容の(2)に位置付け、日常生活に必要とされる記録、説明、報告、紹介、感想、討論などの言語活動を具体的に例示しています。各学校においては、これまでと同様に内容の(1)に示す指導事項を(2)に示した言語活動例を通して指導することとなりますが、学校や児童の実態に応じて、様々な言語活動を工夫し、その充実を図っていくことが重要です。

なお、言語活動例は例示であり、これらのすべてを行わなければならないものではなく、また、それ以外の言語活動を取り上げることも考えられます。

問2-2 伝統的な言語文化に関する指導を重視する趣旨等はどのようなものですか。

答2-2 古文や漢文等の伝統的な言語文化は、創造と継承を繰り返しながら形成されてきました。それらを小学校低学年から取り上げて親しむようにし、我が国の言語文化を継承し、新たな創造へとつないでいくことができるよう内容を構成しているものです。例えば、低学年では昔話や神話・伝承など、中学年では易しい文語調の短歌や俳句、慣用句や故事成語、高学年では古文・漢文などを取り上げています。なお、伝統的な言語文化に関する指導については、第1学年から第6学年までの各学年において継続して指導し、古典に親しめるよう配慮することが必要です。

問2-3 ローマ字に関する事項が第4学年から第3学年に移動している趣旨とその指導に当たっての留意事項について、教えてください。

答2-3 日常の中でローマ字表記が添えられた案内板やパンフレットを見たり、コンピュータを使う機会が増えたりするなど、ローマ字は児童の生活に身近なものになってきています。また、小学校3年生から、総合的な学習の時間においてコンピュータを用いた調べ学習などを行うなど、キーボードを用いる機会が増えます。これらのことから、これまでは第4学年であったものを、今回の改訂では、第3学年の事項とし、ローマ字を使った読み書きがより早い段階においてできるようにしたものです。

なお、平成21年度から22年度までの新学習指導要領への移行期間中、指導

すべき事項に漏れがないようにするために必要な移行措置を講じています。国語科については、現行小学校学習指導要領による場合に、平成22年度の第3学年の指導に当たっては、ローマ字の事項を加えて指導することとしていることに留意してください。

3. 算数に関すること

問3-1 「算数的活動」について詳しく説明して下さい。

答3-1 算数的活動とは、児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数にかかわりのある様々な活動を意味しています。

ここでいう「目的意識をもって主体的に取り組む」とは、新たな性質や考え方を見いだそうとしたり、具体的な課題を解決しようとしたりすることです。算数的活動を通して、数量や図形の意味を実感をもってとらえたり、思考力、判断力、表現力等を高めたりできるようにするとともに、算数を学ぶことの楽しさや意義を実感できるようにするためには、児童が目的意識をもって主体的に取り組む活動となるように指導する必要があります。その意味で、例えば、教師の説明を一方向的に聞くだけの学習や、単なる計算練習を行うだけの学習は、算数的活動には含まれません。

算数的活動は、様々な活動が含まれ得るものであり、作業的・体験的な活動など身体を使ったり、具体物を用いたりする活動を主とするものが挙げられることが多いですが、そうした活動に限られるものではありません。算数に関する課題について考えたり、算数の知識をもとに発展的・応用的に考えたりする活動や、考えたことなどを表現したり、説明したりする活動は、具体物などを用いた活動でない場合であっても算数的活動に含まれます。

このような、算数的活動を通じた指導は各領域に示すすべての事項において行われる必要があるものですが、その指導の過程において、必要に応じて教師が説明をしたり、計算練習を行う場面を設けたりすることは、当然あり得るものであり、そのことを否定するものではありません。

今回の改訂では、授業における算数的活動の在り方を明確にし、算数的活動の一層の充実を図るために、各学年の内容において具体的な算数的活動を示すこととしました。

内容において示している算数的活動は、児童が取り組む代表的な活動と考えられるものです。算数的活動には、指導する内容や学習指導の進め方に応じて様々なものがあり、そのすべてを示すことはできません。各学年の内容において、「例えば」としていることから分かるように、ここで示している算数的活動をその通りに行うこともありますし、また類似した活動を設定して指導に取り入れることも考えられます。さらに、ここで示されていない算数的活動についても、各学校や教

師が工夫をして、授業の中に取り入れていく必要があります。

問3-2 スパイラルの指導に当たっての留意点はどのようなことが挙げられますか。

答3-2 今回の改訂では、算数としての内容の系統性を大切にしながら、学年間で内容の程度を少しずつ高めてつなげていくスパイラルな教育課程を編成することを重視しています。学年間の指導内容を円滑に接続させるため、同じ系統の内容について取扱いを少しずつ高め発展させていくように、各学年において適切な反復による学習指導を進めていく必要があります。

問3-3 移行期間中の補助教材については、いつ頃、どのように配布されるのですか。

答3-3 教科書に記載のない指導事項についての補助教材(教科書の補遺的なもの)の配布時期については、今年度中を予定しています。詳細は現在調整中です。

4. 理科に関すること

問4-1 目標に付加された「実感を伴った理解」について詳しく説明して下さい。

答4-1 「実感を伴った理解」については、次のような三つの側面から考えることができます。

第一に、「実感を伴った理解」とは、具体的な体験を通して形づくられる理解です。児童が自らの諸感覚を働かせて、観察、実験などの具体的な体験を通して自然の事物・現象について調べることにより、実感を伴った理解を図ることができます。これは、自然に対する興味・関心を高めたり、適切な考察を行ったりする基盤となるものです。

第二に、「実感を伴った理解」とは、主体的な問題解決を通して得られる理解です。自らの問題意識に支えられ、見通しをもって観察、実験を中心とした問題解決に取り組むことにより、一人一人の児童が自ら問題解決を行ったという実感を伴った理解を図ることができます。これは、理解がより確かなものになり、知識や技能の確実な習得に資するものです。

第三に、「実感を伴った理解」とは、実際の自然や生活との関係への認識を含む理解です。理科の学習で学んだ自然の事物・現象の性質や働き、規則性などが実際の自然の中で成り立っていることに気付いたり、生活の中で役立てられていることを確かめたりすることにより、実感を伴った理解を図ることができます。これは、理科を学ぶことの意義や有用性を実感し、理科を学ぶ意欲や科学への関心を高めることにつながるものと考えられます。

問4-2 指導計画の作成と内容の取扱いに「観察、実験の結果を整理し考察する学習活動や、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮すること。」とありますが、具体的に教えて下さい。

答4-2 理科の学習においては、予想や仮説を立てて観察、実験を行うだけではなく、その結果について考察を行う学習活動を充実させることにより、科学的な思考力や表現力の育成を図ることが大切です。自らの観察記録や実験データを表に整理したりグラフに処理したりすることにより、考察を充実させることができます。また、それらの表やグラフなどを活用しつつ科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動により、考察を深めることができます。このような学習活動が、学級の中のグループや学級全体での話し合いの中で行われ、繰り返されることにより考察が充実し、深まっていくように指導することが重要です。

問4-3 移行期間中の補助教材については、いつ頃、どのように配布されるのですか。

答4-3 教科書に記載のない指導事項についての補助教材(教科書の補遺的なもの)の配布時期については、今年度中を予定しています。詳細は調整中です。

なお、補助教材は、教科書に準じた体裁の冊子を作成・配布することを予定しており、実験器具のような教材を配布する予定はありません。

5. 外国語活動に関すること

問5-1 外国語活動の「第1 目標」において、「外国語を通じて～(略)～、コミュニケーション能力の素地を養う」とありますが、「素地」とはどういう意味ですか。

答5-1 小学校学習指導要領における「コミュニケーション能力の素地」とは、小学校段階で外国語活動を通して養われる、言語や文化に対する体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現への慣れ親しみを指したものです。これらは、中・高等学校の外国語科で目指すコミュニケーション能力を支えるものとなります。

小学校の外国語活動は、単に国際理解を図ることを目的とした活動ではなく、中学校の外国語科の学習に接続するものとして位置づけられているものであることを十分に考慮する必要があります。そのため、中学校外国語科においては、地域の小学校における外国語活動の指導により、どの程度の素地が養われているのかを十分に把握するとともに、扱われている単語や表現などについてもきめ細かく把握した上で、特に中学校第1学年の指導計画の作成の参考にする必要があると考えられます。小学校においても、中学校と連携を密に図っていくことに配慮してください。

問5-2 文字指導について、小学校外国語活動ではどの程度まで扱うことが出来るのでしょうか。

答5-2 外国語活動の指導においては、音声によるコミュニケーションを重視し、聞くこと、話すことを中心とする豊かなコミュニケーションを体験させることが大切です。アルファベットなどの文字の指導については、例えば、アルファベットの活字体の大文字及び小文字に触れる段階にとどめるなど、中学校外国語科の指導とも連携させ、児童に対して過度の負担を強いることなく指導する必要があります。また、外国語を初めて学習する段階であることを踏まえると、アルファベットなどの文字指導は、外国語の音声に慣れ親しんだ段階で開始するように配慮する必要があると考えます。なお、国語におけるローマ字の指導については第3学年で行われることから、外国語活動よりも前の学年で既に指導がなされていますが、外国語にはローマ字にはない文字もある点には注意してください。

問5-3 総合的な学習の時間に、国際理解に関する学習の一環として、外国語を扱うことは出来ますか。(これまでも、小学校3、4年生の総合的な学習の時間で外国語に触れる活動をしていましたが、新学習指導要領の下でも同様に外国語を扱ってもよいですか。)

答5-3 外国語に関わる学習の教育課程上の位置づけについては、外形で判断するのではなく、目標に即して判断する必要があります。新学習指導要領においては、総合的な学習の時間は、「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する」こと等を目標としています。また、総合的な学習の時間に行われる国際理解活動については、「問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、諸外国の生活や文化などを体験したり調査したりするなどの学習活動が行われるようにする」となされているところです。これらに照らして適切な活動であれば、当該活動の中で外国語を用いることは問題ありません。しかし、英会話等に関するスキル習得のみを目的とした学習活動(パターンプラクティスを繰り返し行うだけの活動等)は、新学習指導要領における総合的な学習の時間の目標に照らしても、現行学習指導要領の下においても、適当な活動ではありません。

なお、外国語に関する学習の一層の充実を図るために、学習指導要領によらない特別の教育課程を編成する必要がある場合には、学校教育法施行規則第55条の2に基づいて、地域の特色等を生かした特別の教育課程を編成することが出来る制度を活用することが考えられます。